

2024年度 サッカー2級審判員 認定審査について

(一社)北信越サッカー協会 審判委員会

(一社)長野県サッカー協会 審判委員会

I. 認定対象審判員

- (1) 年齢 年齢制限は設けない(2級昇級後の活動を考え、35歳までの受験を薦める)。
- (2) 資格
 - ① (一社)長野県サッカー協会にサッカー3級審判員として登録していること(性別は、問わない)。
 - ② サッカー3級審判員として30試合以上の審判を行っていること(内20試合以上主審を務めていること)。またはサッカー2級審判員として活動するにあたる顕著なサッカー歴を有していること。
注1) 4種の試合については、1日2試合まで審判実績として計上できる。
注2) 顕著なサッカー歴については、日本サッカー協会または北信越サッカー協会が判断する。
 - ③ 健康など
 - a. 講習会受験日前1年以内に健康診断を受診していること(職場や学校などの定期健康診断を含む)。
 - b. 「スポーツ傷害保険」等の保険に加入していることが望ましい。
 - c. 参加者は、講習会参加にあたって、不慮の事故や疾患に関する一切の責任を自己で負うことができること。
 - d. 未成年者が講習会に参加するには、親権者の合意がなければならない。
 - ④ 2級審判員に昇級後は、日本サッカー協会や北信越サッカー協会、長野県サッカー協会の審判活動に積極的に従事できること
※特に、2級審判員昇級後2年間は派遣審判を数多く行い、経験を積むこと。

II. 候補者数 若干名

III. 申込み

- (1) 提出書類
 - ① 2024年度 2級審判員候補者推薦書(自己)
 - ② 審判活動が確認できる「レフェリーダイアリー(サッカーノート)」の写し
- (2) 提出先 〒390-1131 松本市今井 7037-7
一般社団法人長野県サッカー協会 審判委員会 宛
TEL : 0263-50-8330 (審判直通) FAX : 0263-50-8383
注) 宛名の横に「サッカー2級審判員認定審査申込み」と記入してください。
- (3) 提出期限 2024年3月1日(金) 必着 (郵送をお願いします)

IV. 受験料 5,000円(別途徴収します)

(注)中途辞退・棄権・失格の場合でも返金いたしません。

V. 審査方法

(1) 「講習会（レフェリーアカデミー）」および「筆記模擬テスト」

- ① 5月16日（木）の開校式（予定）～翌年2月までのWebによる講義を月1回（平日 夜間）6講座以上受講すること。
- ② 「筆記模擬テスト」を3回以上受験し、2回は80点以上の成績を修めること。

(2) 実技研修

- ① 5試合以上の主審と、3試合以上の副審、第4の審判を実施し、評価を受ける。
- ② 実技研修は、社会人または高校生の試合で5月～8月に実施する（予定）。
- ③ 実技研修5試合の評価点平均が8.0に満たない場合は、実技審査を見送る場合がある。

(3) 体力試験

- ① 下記基準の体力試験に合格すること。
 - ・40m走：男子 6.6秒以内×6本 女子：6.9秒以内×6本
 - ・インターバル走：男子（75m走 17秒以内+25m歩 22秒以内）×10 Laps（40本）
 - ・インターバル走：女子（75m走 20秒以内+25m歩 25秒以内）×8 Laps（32本）
- ② 基準に満たない場合は、「不合格」とする。同一年度内において一度に限り追試を認める。
- ③ 「体力試験」の実施は、3月20日（松本市）または3月24日（長野市）で実施予定。

(4) 筆記試験

- ① (公財)日本サッカー協会より配信されるテストを使用し、「80点以上を合格」とする。
- ② 80点に満たない場合は、不合格とする。同一年度内において一度に限り追試を認める。
- ③ 筆記試験の実施時期は、6月～7月を予定。

(5) 実技試験

- ① 原則、長野県社会人リーグ(県リーグ1部・2部)の80分以上の試合で実施する。
- ② 長野県1名、北信越他県1名のアセッサーで評価し、2名とも「8.0以上を合格」とする。
- ③ 評価点が8.0に満たない場合は、不合格とする。同一年度内において一度に限り追試を認める。
- ④ 実技試験の実施時期は、7月～11月を予定。追試は9月以降。

VI. その他

(1) 認定

- ① 認定は、(一社)北信越サッカー協会 審判委員会の承認が必要。

(2) 登録

- ① 9月承認：年度内登録可能（3級登録費との差額分 2,000円を納める）
- ② 12月承認：次年度登録（登録費 8,000円を納める）

(3) サッカー2級審判員の更新基準

- ① 年1回以上、「北信越審判員研修会」およびこれに相応する研修会に全日程参加すること。
- ② 年1回以上、「体力測定」を実施し基準を満たすこと。
- ③ 年3試合以上の「派遣審判割当て」を実施し、2級審判レベルの維持・向上に努めること。

以上